

# —令和6年度土地家屋調査士試験筆記試験案内【大阪】—

## 1 受験申請書及び受験案内書等の配布

### (1) 配布期間

令和6年7月1日(月)から同年8月9日(金)までの午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)

ただし、受験申請受付期限は配布最終日(本年8月9日)と同日ですので、御注意ください。

### (2) 郵送で請求する場合

「土地家屋調査士請求」と朱書きした封筒に、返送用として角形2号(A4判)の郵便封筒を封入し、下記2(3)提出先アに送付してください。なお、返送用の郵便封筒には、郵便番号、住所及び氏名を記載し、郵便切手(120円)を添付してください。

※複数部請求される場合、郵便切手120円分では不足します。

※受験申請受付期限(本年8月9日)直前に請求があったものについても発送しますが、期限までに受験申請がされなければ受け付けることはできませんので、余裕を持って請求願います。

### (3) 来庁して受け取る場合

〒540-8544

大阪市中央区大手前3丁目1番41号 大手前合同庁舎1階

低層階用エレベーター前パンフレットスタンドから御自由にお取りください。

※大阪法務局民事行政部総務課(同庁舎5階)でも受け取ることができますが、1階受付において入館手続(身分証の提示等)を行う必要があります。

## 2 受験申請書の受付

### (1) 受付期間

令和6年7月29日(月)から同年8月9日(金)までの午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)

なお、郵送での申請は、令和6年8月9日(金)までの消印があるものに限り、受け付けます。

申請方法については、受験申請書及び受験案内書でも御確認ください。

### (2) 郵送で申請する場合

ア 受験申請書等に必要事項を記載し、収入印紙8,300円及び写真を貼付、かつ、受験申請書の筆記試験受験票の裏面(郵便はがき)に郵便番号、住所及び氏名を記載し、郵便切手(63円)を貼付してください。郵送する封筒の表に「土地家屋調査士受験」と朱書きした上で、受験申請書等を下記(3)提出先アに書留郵便で送付してください。

ただし、受験地が「大阪」であるものに限りです。

イ 午前の部の試験の免除を受ける場合は、その資格を証する書面(下記(注)参照)の原本、その写し1通及び原本返送用の封筒(郵便切手〔書留料金を含む。〕を貼ったもの)を受験申請書に添付してください。この場合、受験申請書の筆記試験受験票の裏面(郵便はがき)への記載及び郵便切手の貼付は不要です。

### (3) 窓口で申請する場合

受験申請書等に必要事項を記載し、収入印紙8,300円及び写真を貼付の上、以下の提出先アからカに提出してください。なお、提出先イからカまでに提出する場合は、受験申請書の筆記試験受験票の裏面(郵便はがき)に郵便番号、住所及び氏名を記載し、郵便切手(63円)も貼付してください(後日、当該受験票を送付します。)

※提出先イからカまでの受付は、窓口で申請する場合のみであり、かつ、受験地が「大阪」であるものに限りです。

#### 【提出先】

ア 大阪法務局民事行政部総務課

〒540-8544

大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎5階

イ 京都地方法務局総務課

- 京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197
- ウ 神戸地方法務局総務課  
神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎
- エ 奈良地方法務局総務課  
奈良市高畑町552
- オ 大津地方法務局総務課  
大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎
- カ 和歌山地方法務局総務課  
和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎

※午前の部の試験の免除を受けようとする受験者は、その資格を証する書面（以下（注）参照）の原本及びその写し1通を受験申請書に添付してください。

なお、原本は確認後にその場で返却します。

**（注）資格を証する書面とは、以下のものが該当します。**

ア 測量士又は測量士補にあつては、登録済通知書、登録証書、試験合格証書、資格が認定される学校の卒業証明書及び成績通知書等

イ 一級建築士又は二級建築士にあつては、免許証明書、試験合格通知書及び資格を有する者であることの証明書等

**※改正建築士法の施行（令和2年3月1日）後に実施された一級建築士試験又は二級建築士試験に合格した者は、当該試験に合格した旨の合格証書だけでは足りず、別途、一級建築士試験合格者は公益社団法人日本建築士会連合会発行の、二級建築士試験合格者は各都道府県又は建築士会発行の資格を有する者であることの証明書がそれぞれ必要となります。なお、免許証明書を提出する場合は、免許証明書のみで差し支えありません。**

ウ 認定者にあつては、認定通知書

エ 筆記試験に合格した者がその後に行われる午前の部の試験の免除を受けようとする場合にあつては、筆記試験合格通知書

**（4）筆記試験の免除を受ける場合（該当者のみ）**

筆記試験免除申請者は、令和5年度口述試験受験票の原本とその写し1通を受験申請書に添付して提出してください。なお、郵送により提出する場合は、郵便番号、住所及び氏名を記載し、郵便切手（書留料金を含む。）を貼った原本返送用の封筒を一緒に提出してください。

**（5）大阪法務局民事行政部総務課に申請する場合の留意点**

上記（2）及び（3）のとおり、「郵送申請」及び「窓口申請」を御利用いただけますが、「窓口申請」の場合、1階受付において入館手続きを行い、5階総務課窓口において申請手続を行う必要があり、各窓口の混雑が予想されるため、「郵送申請」に御協力願います。

また、「窓口申請」の場合、1階受付において入館手続が必要となります。

**3 試験日等**

令和6年10月20日（日）（筆記試験）

午前の部 着席時刻 午前9時00分

指定時刻 午前9時15分

試験時間 午前9時30分から午前11時30分まで

午後の部 着席時刻 午後0時30分

指定時刻 午後0時45分

試験時間 午後1時00分から午後3時30分まで

**※土地家屋調査士法施行規則第7条第1項の時刻として、午前の部については午前9時15分、午後の部については午後0時45分を指定します。指定時刻までに試験室に出頭していない場合は、受験することができません。**

※着席時刻から説明が始まりますので、着席時刻までに試験室内の所定の席に着席してください。

※試験時間終了前に答案用紙を提出して受験を終了することは、認められません。

※災害等が発生した場合における試験実施に関する情報については、法務省ホームページ（<https://www.moj.go.jp/>）、法務省X（旧ツイッター）及び法務省民事局Xを

御覧ください。

※携行品、持込物等各種注意事項については、受験案内書に記載されていますので、御覧ください。

#### **4 試験会場等**

現在、大阪法務局が指定する筆記試験会場については未定です。筆記試験会場が決まり次第、改めて、当局ホームページにて公表します。